

「縫合糸等」特許権侵害損害賠償等請求事件：東京地裁平成 28(ワ)41418・平成 30 年 11 月 30 日（民 40 部）判決＜請求棄却＞

【キーワード】

韓国特許権対応製品，通知書

【事案の概要】

本件は、医療法人である原告が、医療用品等の小売業等を営んでいる被告に対し、被告が原告経営の診療所に勤務する医師に対して虚偽の事実が記載された通知書を送付したため、これを受領した医師 3 名が退職をして逸失利益分の損害を被ったと主張し、不法行為（民法 709 条）に基づき、損害合計 1 億 9 千 3 百 7 5 万円の一部である 3 千 0 百 0 0 万円及びこれに対する不法行為後の日である平成 29 年 4 月 1 日（訴状送達の日）から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに掲記した証拠及び弁論の全趣旨により認定できる事実。なお、本判決を通じ、証拠を摘示する場合には、特に断らない限り、枝番を含むものとする。）

(1) 当事者等

ア 原告（医療法人社団翔友会）は、「品川美容外科」グループを経営する医療法人である。原告が経営する各診療所（美容外科，形成外科，美容皮膚科，レーシック専門眼科，ストレスクリニック，審美歯科。以下，総称して「品川美容外科」という。）にはそれぞれ医師が所属している。A は，原告理事長の配偶者である。

イ 被告（株式会社ワイジェイコブスメディカル）は，医療用品，医療用器具の小売業等を目的とする大韓民国（以下「韓国」という。）の会社である（前の商号は「株式会社ジョンジェイコブスメディカル」であった。）

ウ 株式会社 C. S. I n c（以下「CS 社」という。）は，B が代表者を務める韓国法人で，医療用具や医療機器の輸出入を目的とする会社である。

株式会社 DUKWOO メディカル（以下「DUKWOO 社」という。）

は，医療用具，医療機器及び医療用部品の製造及び販売などを目的とする韓国の会社である。

シンガポールの法人である I S u p p o r t P t e L t d（以下「アイサポート社」という。）は，A が設立し，その株式全部を所有し，同様に同国の法人である E y e L e n s P t e L t d（以下「アイレンズ社」という。）は，アイサポート社の代表者である C が代表者を務めている。（以上，乙 5）

(2) 被告は，韓国において，以下の特許権（乙 5 の訳文 4 頁）を有する。

ア 特許 1（以下「韓国第 1 特許」という。）

発明の名称 : 縫合糸
登録番号 : 第1132841号
出願日 : 平成23年6月29日
優先権主張日 : 平成23年3月7日
登録日 : 平成24年3月27日

イ 特許2 (以下「韓国第2特許」という。)

発明の名称 : 結び目をつける作業が不要な縫合糸及びそれを含むキット
登録番号 : 第1185583号
出願日 : 平成23年12月27日
登録日 : 平成24年9月18日

ウ 特許3 (以下「韓国第3特許」という。)

発明の名称 : 医療用の糸の挿入装置及びそれを備えた医療用の糸の挿入施
術キット
登録番号 : 第1326763号
出願日 : 平成24年9月24日
登録日 : 平成25年11月1日

(3) 被告は、日本において、以下の特許権を有する。

ア 特許1 (以下「日本第1特許」という。甲4)

発明の名称 : 縫合糸
登録番号 : 第5697221号
出願日 : 平成24年3月7日
優先日 : 平成23年3月7日
優先権主張国 : 韓国
登録日 : 平成27年2月20日

イ 特許2 (以下「日本第2特許」という。甲7)

発明の名称 : 結び目をつける作業が不要な縫合糸及びそれを含むキット
登録番号 : 第5981674号
出願日 : 平成28年6月21日
優先日 : 平成23年12月27日
優先権主張国 : 韓国
登録日 : 平成28年8月5日

なお、日本第1特許は韓国第1特許に、日本第2特許は韓国第2特許に対応する。

(4) 原告と被告は、平成24年6月21日付けで、被告が開発製造する「YOUNGS LIFT」(以下「被告製品」という。)の販売、供給及び技術諮問に関する契約を締結した。(甲1)

被告製品(YOUNGS LIFT)は、顔面リフティング施術(皮膚のたるみやしわを引っ張って弾力のある肌にし、しわを除去することを目的としている施術)に使用される製品であり、別紙「被告製品の概要」(乙5の訳文5

4頁参照)記載のとおり,①縫合糸と縫合糸支持体(コーン)とハブからなる「YOUNGS Thread」,②支持部材(Guiding Wire)と管部材(Tube)からなる「YOUNGS Pointer」,③穿孔手段(Puncture)とプッシュバー(Push bar)からなる「YOUNGS Starter」(スターター)から構成されている。(乙5の訳文4頁)

(5) 上記契約後,原告は,被告の技術指導に基づき,被告製品を用いて「夢のリフト」という施術名で,患者に対して美容整形術を施すようになった。被告製品は,品川美容外科の医師が個人輸入する形をとり,代金支払業務を原告が代行していた。(当事者間に争いがない事実,甲8)

その後,原告は,被告との間で被告製品の価格交渉が決裂したことから,平成25年10月頃に被告製品の輸入を停止し,同年11月頃からシンガポールのアイサポート社などを通じてCS社から縫合糸等を輸入するなどして,新たな器具(以下,顔面リフティング施術に必要な器具を総称して「原告製品」という。)を使用し,「フェイスアップ」という施術名で,患者に対して美容整形術を施すようになった。(当事者間に争いのない事実,甲8)

(6) 被告は,平成26年7月17日頃,概ね以下の内容が記載された通知書(甲2の1~20。以下「本件通知書」という。)を原告の経営する病院に所属する複数の医師(以下「原告各医師」という。)に対して送付した。

ア 被告は,品川美容外科に対して,顔面組織固定用の糸(YOUNGS LIFT)を供給していたが,原告が使用を開始した製品は,被告の供給した上記製品を違法にコピーして韓国で製造されたものであり,被告を特許権者とする特許権を侵害している。

イ 原告の使用し始めた製品は,韓国において医療機器の許認可を取得しておらず,人体への安全性の保証がなく,韓国食品医薬品安全庁により全品目の製造停止と回収命令が発出されている。

2 争点

- (1) 本件通知書の送付が不法行為に該当するか否か
- (2) 因果関係の有無
- (3) 損害額

【判 断】

1 認定事実

前提事実に加え,当事者間に争いのない事実,証拠(後記文中又は末尾掲記の各証拠)及び弁論の全趣旨によれば,以下の事実が認められる。

(1) 原告は,平成25年10月頃,被告製品の輸入を停止した後,同年11月以降は,カテーテル(フェイスアップカニューレはそのモデル名)及びスターター(プッシュロッド,穿孔手段)については,DUKWOO社が製造し,CS社に納品した上で,原告病院の各医師が個人輸入の形態で韓国から輸入

し、ハブ、縫合糸及びコーンについては、CS社、B等から、シンガポールのアイサポート社及びアイレンズ社を介して、原告病院の各医師が個人輸入の形態でシンガポールから輸入していた。(乙10, 13~16)

(2) 被告は、平成26年1月頃、ソウル税関に対し、偽造縫合糸部品に関し、特許法、関税法違反を理由とする密輸申告を行った。ソウル税関は、カテーテル、スターター、縫合糸、ハブを押収し、同年2月17日頃、被告に対し、ソウル税関が押収した上記物品について特許侵害の有無に関する鑑定を依頼した上で、同年5月頃、偽造縫合糸部品に関し、91億ウォン相当の摘発を行い、告発を行った。(乙9, 17)

また、被告は、同年2月28日、韓国の関税庁に対し、B、CS社、A、原告理事長が共謀して被告製品のコピー品を製造販売等しているとして、特許法違反、関税法違反、医療機器法違反を根拠に、告訴をした。(甲12)

(3) ソウル地方食品医薬品安全庁は、平成26年3月9日付で、DUKWO O社に対し、2013年(平成25年)11月21日付けから同年12月23日付けまでに製造された製品名「使い捨て用通管針・使い捨て用穿刺針」につき、無許可製造及び販売を理由として回収命令を行った。(乙3)

(4) 被告は、平成26年7月17日頃、弁護士代理人を通じて、本件通知書を原告各医師に対し送付した。本件通知書(甲2の1~20)には以下の記載がある。

「当職は、品川美容外科に顔面組織固定用の糸(YOUNGS LIFT: 以下「本件製品」という)を供給してきた韓国の株式会社ジョン・ジェイコップスメディカルの代理人として本書をお送りします。

本件製品は韓国の特許に基づき、医療機器の基準に適合して製造されたもので、人体使用の安全性が証明されている製品です。…

現在、品川美容外科において本件製品のモデルと言われて使用されている製品は、ジョン・ジェイコップスメディカルの特許権を侵害して、本件製品を違法な方法でコピーした製品です。違法コピー製品…として、韓国から密輸出したものが韓国の関税(判決注:ママ)により摘発され、現在捜査中です。すなわち、韓国のソウル税関は、本件製品の特許権を侵害する違法コピー製品が製造され(ジョン・ジェイコップスメディカルの特許権侵害)、91億ウォン相当の製品が密輸出された事実を摘発し、これを関税法及び特許法違反として、ソウル中央地方検察庁に送致し、現在、捜査が進められているところです。…

何よりも、人体に挿入される上記の違法コピー製品は、GMP基準により製造されていないため、これが人体に無害なのかどうかについて全く証明されていません。したがって、韓国の食品医薬品安全庁は、これを製造した業者に対して全品目の製造停止及び回収命令を下しています。…

上記の違法コピー製品は、短い期間で本件製品を模倣するため、韓国国内において医療機器に関するいかなる許認可をも取得せず違法製造された無許可の医療機器であり、体内に挿入して有害性がないということは全く保障されてい

ません。」

(5) 被告は、平成26年9月23日、被告製品につき、韓国食品医薬品安全庁の製造許可を受けた。(甲3)

(6) 韓国検察庁は、平成27年6月26日付けで、Bらをソウル中央地方法院において起訴した。同起訴の被疑事実は、「Bらが平成25年10月30日頃から平成26年1月23日頃までの間、反復継続して被告の韓国特許権(韓国第2特許及び韓国第3特許)を侵害する違法コピー製品を韓国内において製造し、原告の経営する日本の病院に、直接またはAが100%株式を保有するシンガポール法人アイサポート社を経由して輸出し日本の病院で利用されるようにして、特許法に違反した」との内容を含むものであった。他方、韓国検察庁は、平成27年6月26日付けでAについては、医療機器法違反、特許法違反につき、起訴中止の措置をとった。(甲16、乙1、6)

(7) 原告は、平成28年9月23日頃、日本第2特許につき、原告が特許異議申立てを行ったところ、特許庁は、平成29年4月26日付けで同特許権を取り消すべき理由はないとして同特許を維持する旨の決定をした。(甲11、乙4)

(8) 被告は、平成28年8月29日頃、東京税関に対し、輸入差止めの申立てを行ったが、同年10月17日頃、取下げをした。(甲7~10)

(9) 被告は、B、CS社、DUKWOO社に対し、特許権侵害禁止仮処分の申立てを行ったところ、ソウル中央地方法院は、平成27年4月9日、被告の申立てを一部認める決定を行った。これに対し、CS社及びDUKWOO社は、異議申立てをしたところ、同法院は上記仮処分決定を取り消す旨の決定をしたので、被告はソウル高等法院に即時抗告をした。ソウル高等法院は、上記異議についての決定を取り消し、平成27年4月9日付けの仮処分決定を認可する旨の決定(乙2)を行った。(審理の経過については乙5の訳文3頁参照)

CS社及びDUKWOO社は、ソウル高等法院の上記決定を不服として再抗告をしたところ、同法院は、平成29年8月21日、以下のとおりの内容を認定・判断した上で、原決定の一部を変更する旨の決定をした。(乙5)

ア 同事件の侵害品として特定された円筒形支持体は、韓国第1特許の請求項13に係る特許権を侵害する。

イ 同事件の侵害品として特定された円筒形支持体、カテーテル、ハブ、穿孔手段、プッシュロッド、縫合糸の全体等は、韓国第3特許の請求項1、6、10、14及び15に係る特許権の直接侵害又は間接侵害に該当する。

ウ CS社は、DUKWOO社等に上記カテーテル、スターター、ハブ、縫合糸の製造を依頼した上で、平成25年10月頃から、品川美容外科に対し、カテーテル、スターターについては直接的に、ハブ、縫合糸については、アイサポート社及びアイレンズ社を介して「フェイスアップ(Face Up)」という名称で輸出したと考えられる。品川美容外科では、被告製品の輸入を中断した後、上記各製品を顔面リフティング施術に使用していたと推

定される。

(10) ソウル中央地方法院は、平成30年1月18日、被告を原告とし、CS社、B及びDUKWO社を被告とする特許権侵害禁止等請求事件において、以下のとおりの内容を認定・判断した上で、請求の一部を認容する判決をした。(乙16)

ア 同事件の侵害品として特定された円錐形支持体及び円筒形支持体は、韓国第1特許の請求項13に係る特許権を侵害する。

イ 同事件の侵害品として特定された被告側製品(カテーテル、プッシュロッド、穿孔手段、縫合糸、ハブ、縫合糸支持体)は、韓国第3特許の請求項1、5、6、14項に係る特許権を侵害する。

ウ CS社、B等は、被告製品の輸入が中断した品川美容外科に対し、カテーテル、プッシュロッド、穿孔手段、縫合糸、ハブ、縫合糸支持体を供給することとし、DUKWO社等にその製造を依頼した上で、これらの製品のうち、カテーテル及びスターターについては直接的に、ハブ、縫合糸、縫合糸支持体については、アイサポート社及びアイレンズ社を経由して同美容外科に輸出した。

2 争点(1)(本件通知書の送付が不法行為に該当するか否か)について

(1) 特許権侵害に関する記載について

ア 原告は、本件通知書には、原告製品が被告の有する日本の特許権を侵害している旨の記載があるが、これは虚偽の事実であるから違法であると主張する。

しかし、前記のとおり、本件通知書には、「特に、本件製品は韓国の特許に基づき、医療機器の基準に適合して製造されたもので、人体使用の安全性が証明されている製品です。」、「品川美容外科において本件製品の新モデルと言われて使用されている製品は、ジョン・ジェイコップスメディカルの特許権を侵害して、本件製品を違法な方法でコピーした製品です。」、「韓国のソウル税関は、本件製品の特許権を侵害する違法コピー製品が製造され(ジョン・ジェイコップスメディカルの特許権侵害)、91億ウォン相当の製品が密輸出された事実を摘発し、これを関税法及び特許法違反として、ソウル中央地方検察庁に送致し、現在、捜査が進められている」などの記載があり、これらを総合すると、本件通知書に記載された「特許権」は韓国の特許権を意味し、同通知書を受領した原告各医師もそのことを容易に理解し得たというべきである。

イ 原告は、本件通知書の発出時点で特許権侵害訴訟の判決等が確定していなかったにもかかわらず、同通知書において、原告製品が韓国の特許権を侵害すると断定していることは違法であると主張する。

しかし、本件通知書の発出時点で特許権侵害訴訟の判決等が確定していたかどうかにかかわらず、原告製品が韓国の特許権を侵害する旨の記載が虚偽ということができないのであれば、被告の行為は違法とはいえないところ、

前記のとおり，ソウル中央地方法院及びソウル高等法院は，いずれも，原告製品（YOUNGS LIFT）が韓国第1特許や韓国第3特許を侵害すると判断しており，これを覆すに足りる証拠はない。

したがって，本件通知書の発出時点で上記特許権侵害訴訟の判決等が確定していなかったとしても，そのことから直ちに同通知書における上記記載が虚偽であるということとはできない。

ウ 原告は，本件通知書において特許権を侵害すると指摘されている製品が縫合糸に限定されるとした上で，同製品は被告の特許権を侵害していないと主張する。

しかし，本件通知書の指摘する原告製品は，被告製品である顔面組織固定用の糸（YOUNGS LIFT）の「新モデルとして供給され，既存の『夢のリフト（本件製品が使用された施術）』とほぼ等しい施術のFACE UPという施術に使用されている製品」であるが，YOUNGS LIFTが，縫合糸のみならず，縫合糸支持体，ハブ，スターターなどから構成される製品であることに照らすと，これと同等の用途に用いられる原告製品も同様に，縫合糸に限らず，顔面リフティング施術に必要な器具を総称するものであると認めるのが相当である。

そして，前記のとおり，ソウル中央地方法院及びソウル高等法院は，いずれも，CS社等が生産したカテーテル，プッシュロッド，穿孔手段，縫合糸，ハブ，縫合糸支持体が韓国第1特許及び韓国第3特許を侵害すると判断し，これらの製品は，CS社等から原告各医師に対し，被告製品の代替物として，直接又はシンガポールのアイサポート社及びアイレンズ社を經由して輸出されたと認定しており（乙5，16），これを裏付ける証拠（乙10，13～16）も存在する。そうすると，原告は，被告製品の輸入が中断した後，被告の有する韓国特許権を侵害する製品をCS社等から輸入して顔面リフティング施術に使用していたと認めるのが相当であり，これと同旨の本件通知書における記載は虚偽ということとはできない。

これに対し，原告は，本件通知書の「顔面組織固定用の糸」が縫合糸に限定されるとした上で，韓国第3特許は「顔面組織固定用の糸」に関する発明ではなく，縫合糸支持体に関する韓国第1特許を侵害するとされた円筒形支持体は顔面組織固定に用いることができないものであるから，同特許権の侵害品を原告各医師が使用したことはないと主張する。

しかし，本件通知書の「顔面組織固定用の糸」が縫合糸に限定されるとの原告主張が採用し得ないことは前記判示のとおりであり，原告製品は，縫合糸，縫合糸支持体に限らず，顔面リフティング施術に必要な挿入装置又は挿入施術キットを含むものであり，原告各医師の使用するこれらの製品が韓国第1特許及び韓国第3特許を侵害すると認められることは前記認定のとおりである。

エ したがって，原告製品が被告の有する特許権を侵害している旨の本件通知

書の記載が虚偽で違法なものということとはできない。

(2) 安全性に関する記載について

ア 原告は、本件通知書における、原告製品は韓国における医療機器の許認可を取得していないことから、人体への安全性が証明されておらず、韓国食品医薬品安全庁により全品の製造停止と回収命令が発出されているとの指摘について、当該回収命令は「無許可製造及び販売」を理由とするものであって安全性の問題を理由とはしておらず、また、本件通知書において安全性が問題とされているのは「顔面組織固定用の糸」であって、上記回収命令の対象である「使い捨て用通管針」や「使い捨て用穿刺針」ではないから本件通知書の記載は虚偽であると主張する。

イ しかし、本件通知書の「顔面組織固定用の糸」が縫合糸に限定されるとの原告主張が採用し得ないことは前記判示のとおりであり、原告製品には、上記回収命令の対象とされた「使い捨て用通管針」（カテーテル）や「使い捨て用穿刺針」（スターター）も含まれると認めるのが相当である。そして、上記回収命令の対象とされた製品はDUKWOO社製であり、その対象となる製造期間に照らしても、原告製品の一部を構成する可能性が高いと認められることからすると、本件通知書における、原告製品は韓国における医療機器の許認可を取得しておらず、韓国食品医薬品安全庁により全品の製造停止と回収命令が発出されているとの記載が虚偽ということとはできない。

ウ また、原告は、上記回収命令は「無許可製造及び販売」を理由とするものであって安全性の問題を理由とはしていないと主張するが、そもそも「使い捨て用通管針」や「使い捨て用穿刺針」について許認可を要するとしている理由は人体等への安全性を確保するためであると考えられるのであるから、所定の許認可を取得することなく販売された製品について人体等への安全性が証明されていないとの本件通知書の指摘が虚偽であるということとはできない。

エ したがって、本件通知書における、原告製品は韓国における医療機器の許認可を取得していないことから、人体への安全性が証明されておらず、韓国食品医薬品安全庁により全品の製造停止と回収命令が発出されているとの記載が虚偽であるということとはできない。

(3) 以上のとおり、本件通知書の記載が虚偽であり、かかる記載をした被告の行為は違法であるとの原告主張には理由がない（なお、原告は、本件においては名誉毀損の判例法理が類推又は準用されるべきであると主張するところ、その趣旨は必ずしも明確ではないが、仮に原告の主張の趣旨が信用毀損による不法行為を主張するものであるとしても、上記の結論を左右するものではない。）。

3 結論

よって、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本件は、韓国と日本国とにおける同一特許権についての侵害の有無が絡む事件であり、原告は「品川美容外科」グループを経営する医療法人であるのに対し、被告は医療用品・器具の小売業等を目的とする韓国会社で、韓国において3件の特許権を、日本において2件の特許権を有し、両者は契約により、原告は被告の技術指導に基づいて、患者に対し美容整形術を施し、被告製品は、品川美容外科の医師が個人輸入する形をとり、代金支払業務は原告が代行するという業務方法をとっていたのである。

ところが、その後原告は、被告との間で被告製品の価格交渉が決裂したことから、平成25年10月頃に被告製品の輸入を停止し、同年11月頃からシンガポールの会社を通じて、CS社から縫合糸等を輸入するなどして、新たな器具を使用して、「フェイスアップ」という施術名で、患者に対し美容整形術を施すようになったのである。

被告は、平成26年7月17日頃、概ね以下の内容が記載された「通知書」を、原告経営の病院に所属する複数の医師に対して送付した。

①被告は、品川美容外科に対し、顔面組織固定用の糸を供給していたが、原告が使用を開始した製品は被告の供給した上記製品を違法にコピーして韓国で製造されたもので、被告の特許権を侵害している。

②原告の使用し始めた製品は、韓国において医療機器の許認可を取得していず、人体への安全性の保証がなく、韓国食品医薬品安全庁により全品目の製造停止と回収命令が発出されている。

そして、この「通知書」の送付が、不法行為に該当するか否かの争点(1)となったのである。

2. そこで、裁判所は、本件通知書に記載されている原告製品が被告の有する日本の特許権を侵害している旨の記載は虚偽であるから、違法であるとの争点(1)主張に対して、検討した。

そこで、裁判所は、原告から被告への通知書に記載された特許権とは韓国特許権を意味し、同通知書を受領した原告各医師も、そのことを容易に理解していたと認定した。そして、原告製品が韓国特許権を侵害する旨の記載は虚偽ということができないのであれば、被告の行為は違法とはいえないから、ソウル中央地方法院及びソウル高等法院はいずれも原告製品（YOUNGS LIFT）が韓国第1特許や第3特許を侵害すると判断し、これを覆すに足りる証拠はないと判示したのである。

したがって、本件通知書を発送した時点で、上記特許権侵害訴訟の判決等が確定していなかったとしても、このことから直ちに同通知書における上記記載が虚偽であるとはできない、と判示しているのである。

3. 原告は、本件通知書で指摘されている製品は縫合糸に限定されるとした上で、同製品は被告の特許権を侵害していないと主張するのに対し、裁判所は、本件通知書上の原告製品は、被告製品である顔面組織固定用の糸の「新モデルとして供

給され、既存の『夢のリフト（本件製品が使用された施術）』とほぼ等しい施術のFACE UPという施術に使用されている製品」であるが、YOUNGS LIFTが縫合糸のみならず、縫合糸支持糸体、ハブ、スターターなどから構成される製品であると、これと同等の用途に用いられる原告製品も同様に、縫合糸に限らず、顔面リフティング施術に必要な器具を総称するものであると認めるのが相当である、と判示したのである。

そして、ソウル中央地方法院とソウル高等法院はいずれも、CS社等が生産したカテーテル、プッシュロッド、穿孔手段、縫合糸、ハブ、縫合糸支持体が、韓国第1特許と韓国第3特許を侵害すると判断し、これらの製品は、CS社等から原告各医師に対し、被告製品の代替物として、直接又はシンガポールのアイサポート社とアイレンズ社を経由して輸出されたと認定し、これを裏付ける証拠も存在すると認定したのである。

そうすると、原告は、被告製品の輸入が中断した後、被告の韓国特許権を侵害する製品を、CS社等から輸入して顔面リフティング施術に使用していたと認めるのが相当であり、これと同旨の本件通知書における記載は虚偽で違法なものということとはできない、と判示したのである。ということは、原告の主張には全く理由がないとされたのである。

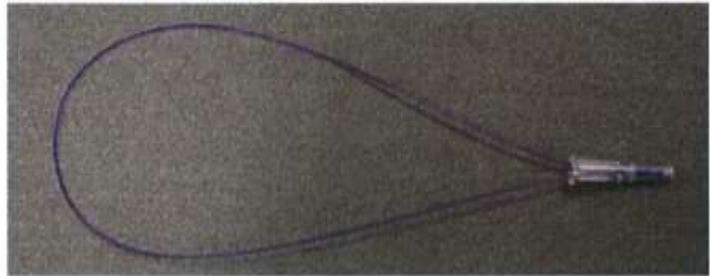
4. 本件は、韓国特許権と日本特許権とが絡み合って、医薬品等がわが国に輸入された事案であり、非常にわかりにくい事件である。

[牛木 理一]

(別紙)

[被告製品の概要]

Youngs **Thread**
(縫合糸 + コーン + ハブ)



Youngs **Pointer**
(Guiding Wire + Tube)



Youngs **Starter**
(Puncture + Push bar)

